

しが健康医療生活協同組合

医療生協ホール使用規定

1. 生協ホールとは

生協ホールは、しが健康医療生活協同組合の組合員が共同して設立した施設です。施設の目的は、組合員の支部、班活動やサークル活動、健康づくり運動などを通じて「健康をまもる、平和をまもる、すみよい街づくり」など、しが健康医療生協の定款の目的に沿う活動拠点です。



2. 生協ホールの使用目的

生協ホールの使用の範囲は次の通りとします。

しが健康医療生活協同組合の諸活動

しが健康医療生活協同組合の定款の目的に沿う諸活動

3. 生協ホールを使用者

生協ホールを使用することができるのは、しが健康医療生協の組合員とします。

しが健康医療生協の定款の目的を理解し、協力できる団体は、理事長の許可を得た上で使用することができます。

施設の破損の恐れのある場合やその他医療生協が不適当とした場合についてはこの限りではありません。

4. 使用許可

生協ホールを使用する場合、施設管理者の許可を受けてください。

なお次の項目に該当する場合は使用をお断りします。

医療生協の事業に支障が生じるおそれがある場合。

営利を目的とする事業の場合



5. 使用時間

生協ホールの使用は、こびらい生協診療所の診療時間内（診療日及び診療時間内）とします。原則として職員が不在の場合は生協ホールは使用できません。ただし、診療時間以外についても特別な事由がある場合は許可することがあります。また医療生協の諸活動や事前に許可を得た医療生協のサークル活動についてはこの限りではありません。

6. 使用料金

しが健康医療生協（支部、班、生協サークル含む）が主催する場合は無料とします。

その他の団体1単位（概ね3時間）1000円
使用料金は使用当日に支払ってください。



7. 使用者の義務ならびに責任

使用者は、建物、設備、備品を破損したり、戸締り、防火、防犯などの不備により損害が発生した場合は、その損害を賠償していただきます。また不適切な使用が明らかになった場合、以後の使用はお断りします。

会場使用後、使用記録をご記入下さい。

診療所前の駐車場は患者様駐車場です。会場使用者は西駐車場（職員駐車場）の空きスペースをご利用ください。診療に支障をきたす場合は、駐車場の使用を制限する場合があります。



8. 使用手続き

手続きの方法は次の通りです。

医療生協の行事、医療生協サークルは、生協診療所の組合員コーナーに設置してあります、月間予定表を確認のうえ申し込み書を記入してください。医療生協外の団体利用の場合は、ご相談下さい。

9. その他

生協ホールの性格上、使用許可後も、やむをえない緊急の生協行事により、使用変更をお願いする場合があります。

10. この規定は2004年11月1日から実施します。

改定 2004年10月19日

しが健康医療生活協同組合理事会

